

令和2年第6回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和2年6月25日(木) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時25分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：岩井 亮介							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	欠	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	齊藤 克美	欠
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	○
	4	須川 朋和	○	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	○
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	○	推9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	欠	推10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	○	推11	町田 貴	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
<p>開 会</p> <p>日程第 1 議事録署名人及び書記の 指名について</p> <p>日程第 2 第 1 5 号議案 農地法第 3 条の規定によ る許可申請について</p>	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和 2 年第 6 回農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は 1 3 名中 1 2 名です。定足数に達していますので、総会は成立いたします。 なお、今回は 3 ヶ月ぶりに農地利用最適化推進委員の皆様も参加しての開催となりますのでよろしく お願いします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
	議 長	<p>日程第 1 の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項に規定により議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、1 1 番 中井健一委員、2 番 高柳義信委員にお願いします。 書記は、事務局の高橋君、岩井君を指名いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、日程第 2 に入ります。 第 1 5 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題といたします。 1 番から 5 番まで同一の案件となりますので、一括で審議したいと思います。 それでは事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
	事務局 議 長	<p>[第 7 号議案 1 番から 5 番について議案書を朗読]</p> <p>続きまして、地区担当委員からご意見があればお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	8 番萩原委員	特にございません
	議 長	それでは事務局より説明をお願いいたします。
	事務局	<p>本案件は、〇〇株式会社から〇〇株式会社が分社されることに伴う賃貸借契約の再契約です。当該地は平成24年7月より農地法第3条により賃貸借権が設定されており、〇〇株式会社の種苗・肥料開発等を進めるための試験研究ほ場として利用されています。</p> <p>本来、農地所有適格法人以外の法人の権利取得はできませんが、農地法施行令第2条の不許可の例外規定により、〇〇株式会社の試験研究のため許可されておりましたので、今回も同様と考えております。現地はきれいに管理されており、作物の栽培もされておりました。以上です。</p>
	議 長	それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	佐藤推進委員	<p>今回のような案件はあまり例が無いものとは思いますが、2点ほど教えてください。</p> <p>1つ目は、今回は3条での申請ですが、農地の貸し借りは基盤強化法でもできますが、基盤強化法には例外規定のようなものは無いのでしょうか。3条申請以外でも借りられるのでしょうか。</p> <p>2つ目ですが、〇〇株式会社は肥料の配合や、その肥料が野菜に適しているかなどの試験、研究もしていると思いますが、畑にその肥料を使って、雨水等による隣接地への流出などの防止対策などはあるのでしょうか。また、面積は無限に借りられるのでしょうか。</p>
	事務局	<p>1つ目ですが、3条では解約が簡単ではないということがあります。解約の申し出が無ければ自動更新で延長されますが、基盤許可法での利用権設定については期間が切れればそれまでとなります。基盤強化法でもおそらく借りることはできると思いますが、農地所有適格法人でない一般法人なので解除条件というものが付きまして、農地を適正管理していないと判断された場合などは一方的に解約される可</p>

会議事項	発言者	顛末
	佐藤推進委員	<p>能性もあります。3条のほうが耕作者の権利が強いものとなっております、〇〇株式会社は長期的な利用を計画しておりますので、3条での申請となっております。</p> <p>そうではなくて、基盤強化法での賃借は町が定める基本構想に準じると思いますが、この基本構想には試験ほ場については記載がありませんので、基盤強化法での賃借はできず、3条でなくては駄目なのではないですか。事務処理基準等に記載が無いので、基盤強化法でも今回のような案件の賃借ができるのか調べてほしいのです。</p>
	事務局	<p>申し訳ありません。即答できませんので後日回答でよろしいでしょうか。</p>
	議長	<p>ご質問は後日回答といたします。2つ目の質問の回答をお願いします。</p>
	事務局	<p>隣接地への影響についてですが、当初平成24年に〇〇株式会社として申請した際に地域の方々に説明会を開いて了承を得ていますので、今回は会社の分社化による名義変更のようなものなので問題ないと考えております。</p> <p>なお、ここで開発した種苗の販売は行っていますが、試験ほ場で収穫した作物については出荷されておらず、社内での消費のみとなっております。</p> <p>また、賃借面積については必要最小限の面積となります。必要であれば上限はありません。</p>
	佐藤推進委員	<p>新規でこのような試験ほ場の申請があった場合はどうなのですか。</p>
	事務局	<p>新規であれば、地元住民等の同意書など確認に必要な書類を提出していただいたり、必要と判断した場合は説明会の開催を求めたりすることになります。</p>

会議事項	発言者	顛末
	佐藤推進委員	では、隣地への被害防止対策などについては、その書類や地元の意見により判断するということでしょうか。
	事務局	そのとおりです。
	6 番坂本委員	この試験ほ場には肥料置場はあったと思いますが、肥料開発はしていなかったのではないですか。
	事務局	恐らくこのほ場では種苗の開発のみで、肥料について別の部門で開発していると思います。
	1 1 番中井委員	以前視察研修で行ったことがあります。肥料のほ場はたしか〇〇県だったと思います。
	議 長	よろしいでしょうか。ほかにご意見がなければ採決に入りたいと思います。 第 1 5 号議案 1 番から 5 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ということで、第 1 5 号議案 1 番から 5 番については原案のとおり許可といたします。 続きまして、6 番の朗読をお願いします。
	事務局	〔第 1 5 号議案 6 番について議案書を朗読〕
	議 長	続きまして、地区担当委員からご意見があればお願いします。
	進藤推進委員	特にありません。
	議 長	それでは事務局より説明をお願いいたします。

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	事務局	申請地及につきましては、議案書6ページの位置図、7ページの付近の状況図をご確認ください。 申請事由は議案書に記載のとおりです。受人は自身が経営する会社の従業員とともに耕作しており、今回申請分を合わせて農地の売買に係る下限面積の要件はクリアしています。他に相対で借受けしている農地もあるようですが、現地は田植えが終わっており、きれいに耕作されておりました。以上です。
	議長	それでは、6番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕
	議長	無いようなので採決に移ります。第15号議案6番について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第15号議案6番については原案のとおり許可といたします。
	議長	日程第3 第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。 事務局は1番の朗読をお願いします。
	事務局	〔第16号議案1番について議案書を朗読〕
	議長	地区担当委員からご意見があればお願いします。
	2番高柳委員	特にありません。
議長	事務局より説明をお願いいたします。	
事務局	1番の申請地及び土地の利用につきましては、議案書10ページの位置図、11ページの付近の状況	

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>本案件は〇〇保育所の移転によるものです。〇〇保育所は、保育ニーズの高まりによる入所希望者の増加により過密状態となっていることや、昭和51年の竣工から43年が経過し老朽化が進んでおり、利用する保護者等から保育環境の早急な改善を求める声があがっていたことから、移転・新設の計画を建てたところ、議会の承認や地権者の承諾を得られたため申請に及んだものです。以上です。</p>
	議 長	<p>それでは、2番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	佐藤推進委員	<p>私が預かっている遊休農地調査用の地図に、申請地の3筆目の地番が載っていないのですが、これは間違いではないですか。また、利用するのに議案に書かれていない地番もあるようですが。</p>
	事務局	<p>地図に無いのは今回の申請に合わせて分筆したものでして、記載の地番が分筆により新たにできた地番となります。議案書に記載のない地番については、宅地など農地以外の土地になります。</p>
	11番中井委員	<p>移転した後、現在の保育所をどうするのか計画はありますか。</p>
	事務局	<p>距離も50メートルほどと近いことから、来園者用の駐車場として利用すると伺っております。これまで発表会等は中央公民館を利用していましたが、移転後はすべての行事を園内で行うとのことです。</p>
	議 長	<p>よろしいでしょうか。ほかにご意見がなければ採決に入りたいと思います。</p> <p>第16号議案2番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第16号議案2番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第17号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について</p>	議 長	<p>日程第4 第17号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>17ページをご覧いただきたいと思います。記載の5筆は現在公社管理地になっていましたが、新たな借り手が決まりましたので再配分するものです。 なお、4番、5番については1枚の筆を分割して2名の方に配分いたします。</p>
	議 長	<p>それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	6番坂本委員	<p>使用貸借でも税金や水利費は所有者が払うのですか。</p>
	事務局	<p>基本的にはその通りです。八日市の一部地域では利用者負担となっている場所もありますが、原則としては所有者負担となります。また、実際は米などで物納している場合もありますが、中間管理事業では物納の記載ができませんので、使用貸借となっているものもあります。</p>
	佐藤推進委員	<p>坂本委員の発言に関係するのですが、農業委員会を通さない相対での話ですが、私の担当地区内で無償で農地を貸している方が、相手に税金や水利費分の負担を求めたところ、それなら返すと言われてしまったようなのですが、そういった料金について委員会で強制はできないと思いますが、何かできることはないでしょうか。</p>
	議 長	<p>まずはお互いで良く話をしてもらって、正式に利用権設定をするようにお願いするのが良いのではないのでしょうか。</p>
	事務局	<p>そうですね。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ほかにご意見がなければ採決に入りたいと思います。</p> <p>第17号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p> <p>全員賛成ということで、第17号議案については原案のとおり承認します。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので閉会といたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>